

省エネ冷蔵庫買換補助事業（Q & A）

Q 1 補助金の対象となる家電は冷蔵庫のみですか？

A 1 補助金の対象となる家電は、冷蔵庫のみでなく冷凍庫も対象となります。
（以下「冷蔵庫等」という。）

ただし、対象となる冷蔵庫等は統一省エネラベル3つ星以上の性能の冷蔵庫等で未使用のものが対象となり、中古で購入した冷蔵庫等は対象外です。

（提出書類としている保証書の写しで確認）

Q 2 統一省エネラベル3以上の製品を調べる方法がありますか？

A 2 インターネットの「省エネ型製品情報サイト」で検索し、確認することができます。
(<https://seihinjyoho.go.jp/>)

Q 3 補助金の対象となる期間はいつですか？

A 3 令和5年8月1日から令和5年9月29日までに購入した冷蔵庫等を同期間内までに設置完了のうえ、交付申請書兼実績報告書を提出したものが対象となります。

このため、令和5年8月1日より前に購入した冷蔵庫等や令和5年9月30日以降に購入した冷蔵庫等は対象外です。

Q 4 新たに冷蔵庫等を設置する場合は対象となりますか？

A 4 新たに冷蔵庫等を設置する場合は補助の対象外です。現在設置されている冷蔵庫等の買換えのみが対象となります。

Q 5 事務所に設置されている冷蔵庫等の買換えは対象になりますか？

A 5 事務所の冷蔵庫等の買換えは、個人・法人を問わず対象外です。

Q 6 マンションや賃貸住宅でも申請できますか？

A 6 市内に住民票がある個人の方で、市内で自ら居住する住宅に買換えで設置する冷蔵庫等であれば、マンションや賃貸住宅でも申請は可能です。

Q 7 世帯主でなくても申請できますか？

A 7 申請者は、どなたでも申請可能ですが、申請書、領収書、口座名義人を同一の方としてください。
なお、補助対象となるのは、1世帯あたり1回1台までです。

Q 8 二世帯住宅の場合は、世帯ごとに申請できますか？

A 8 完全に生計が独立している状態の世帯であれば、世帯ごとに申請可能です。

Q 9 申請ができるのはいつからですか？

A 9 申請は、令和5年8月1日から令和5年9月29日までの間の冷蔵庫等の購入及び設置後に行ってください。
申請は、先着順に受け付けし、予算が無くなり次第、受付を終了します。
(予算到達日の申請は、抽選を行う。)

Q10 申請方法はどのような方法ですか？

A10 必要書類を郵送、Web、市役所環境課窓口への持参、いずれかの方法での申請となります。FAXやメールでの申請はできません。
なお、郵送事故につきましては、市では責任を負いかねますので、ご注意ください。

Q11 クレジットカードや電子決済での支払いは対象になりますか？

A11 クレジットカードや電子決済での支払いも対象になりますが、申請の添

付書類として冷蔵庫等の購入の領収書が必要となるため、対応が可能かを確認してご利用ください。

Q12 冷蔵庫等購入時の消費税、設置費用や配送料等も購入費用の対象になりますか？

A12 消費税は対象となります。ただし、附属品や設置費、配送等に係る経費や処分費等は対象外となります。

Q13 補助金振込先の口座は、本人名義以外の口座でも可能でしょうか？

A13 補助金の振込先口座は、申請者本人名義のものに限ります。

Q14 インターネットで購入する冷蔵庫は対象となりますか？

A14 実店舗、インターネット店での購入に関わらず、省エネ性能、未使用品等の要件を満たせば、全ての店の冷蔵庫等が対象となります。
なお、領収書の提出が必要となりますので、発行が可能であるかは購入店にご確認ください。

Q15 購入時に使用したクーポンやポイント分は購入費用に含まれますか？

A15 クーポンやポイントの使用で販売店から商品代金の割引があった場合は、割引後の金銭支払い額を購入費用として計算します。